

### 都道府県間の流出入の調整のルール(地域医療構想策定ガイドライン)

- ① 患者住所地で推計した医療需要を基本とする。
- ② ①と医療機関所在地をベースに推計した医療供給(患者の流出入を見込んだ医療供給)との間に乖離がある場合、都道府県間の協議により流出入の調整を行う。



### 東京都における都道府県間調整の考え方(案)

- 高度急性期 / 急性期 / 回復期機能は、医療機関所在地ベース
- 慢性期機能は、患者住所地ベース